

ID: 390




担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	喫煙等の承認
例規名 根拠条項	芦屋市火災予防条例 第25条第1項ただし書
例規番号	昭和48年条例第28号
<p><b>【根拠条文】</b> (喫煙等)</p> <p>第25条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長又は消防署長が当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障が</p>	

ないと認めるときは、この限りでない。

- 7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

別表第7(第25条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

【基準】

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 392

担当部署: 消防本部 予防課

<b>処分の概要</b>	タンクの水張検査等		
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市火災予防条例 第49条の2第1項		
<b>例規番号</b>	昭和48年条例第28号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (タンクの水張検査等)                  第49条の2 消防長又は消防署長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により検査を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 水張検査 1基につき 6,000円</p> <p>(2) 水圧検査</p> <p>ア 容量600リットル以下のもの 1基につき 6,000円</p> <p>イ 容量600リットルを超えるもの 1基につき 11,000円</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日